

栃の実

ワラビ

タケノコ

などの

食品の加工に「灰」を利用する際の注意点

- 「灰」には比較的高い値の放射性物質が含まれることがありますので、アク抜き等の食品加工に利用する際は、以下の点にご注意ください。

【注意 1】 福島県を含む「17都県の灰※」や原料の薪等の採取地が不明な灰を、食品の加工には使用しないでください!!

※17都県で採取された薪や木炭が燃焼し生じたもの

- 農林水産省・林野庁通知
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shintan8.html>

- 「**栃もち**」から食品衛生法の基準を超える放射性物質が検出された事例が確認されています。その原因として、**栃の実のアク抜き**に使用した「灰」による2次汚染の可能性が指摘されています。

「灰※」の利用自粛が要請されている17都県

青森県・岩手県・秋田県
宮城県・山形県・福島県
茨城県・栃木県・群馬県
千葉県・埼玉県・東京都
神奈川県・山梨県
長野県・静岡県・新潟県



【注意 2】 17都県以外の「灰」を使用した食品であっても、販売する場合は、事前に放射性物質の検査を行い、安全性を確認してください。